

高知市就労継続支援 A 型事業所説明会
平成29年6月2日（金） 総合あんしんセンター

障がい福祉課説明資料

【配布資料】

平成29年3月30日 障障発0330第4号

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知

「指定就労継続支援 A 型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について」 H29.4.1適用

高知市 就労継続支援 A 型利用者の推移

給付実績	利用者数（人）			年齢構成割合	
		市内事業所	市外事業所	18～39歳	40～64歳
H23.3	135	123	12	51%	49%
H25.3	152	144	8	46%	54%
H27.3	167	157	10	50%	50%
H29.3	157	125	32	46%	54%

高知市の指定状況

H26年度 1件廃止（▲10）

H27年度 定員減少（▲20）

H29年度 1件指定（+10）

H29.4.1現在 13事業所 定員200名

1 指定基準の見直し (1) 就労継続支援 A 型計画の作成

▶ 以下の内容を含めた個別支援計画を作成

- ・ 利用者の希望する業務内容、労働時間、賃金、一般就労の希望の有無等
- ・ 利用者の希望する生活や課題等を踏まえた短期目標、長期目標
- ・ 利用者の希望を実現するための具体的な支援方針・内容

▶ 一人一人の利用者の希望を踏まえ、画一的なものとならないよう、ご注意ください

高知市の取扱

- ▶ 計画様式を障がい福祉課ホームページに掲載します。ただし、上記が盛り込まれたものであれば事業所の様式で可とします
- ▶ 次回の計画作成時に順次切り替えをお願いします

1 指定基準の見直し (2) 経営改善計画書の作成等

市条例第180条第2項 (高知市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例)

指定就労継続支援 A 型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

高知市の取扱

H29.6 ▶ ① 平成28年度の事業会計を自己点検し、会計関係書類を市へ提出 **(新規指定を除く全事業所)**

平成28年度
①就労支援
会計等が
わかるもの

決算書等

H29.6 ▶ ② 自己点検の結果、第180条第2項に該当しない場合、合わせて経営改善計画書を提出 **(該当事業所のみ、1年計画)**

②経営改善
計画書

別紙様式2-1
別紙様式2-2

(注)

- ・経営改善計画期間は1年(7月～翌年6月を基本)
- ・法人の会計年度が4～3月でない場合や計画期間等是要相談
- ・提出先は障がい福祉課

・対象事業所は提出をお願いします
・虚偽の計画や収益改善のため不当な利用者の退所や賃金引下げは行わないこと

1 指定基準の見直し (2) 経営改善計画書の作成等

- H29.7～ ▶ ③ 計画書に基づき経営改善に取り組む **(計画をHP等で公表すること)**
- H30.6 ▶ ④ 平成29年度の事業会計を自己点検 **(全事業所)**
経営改善中の事業所は会計関係書類を提出 **(該当事業所のみ)**
- ▶ ⑤ 第180条第2項に該当しない場合、合わせて経営改善計画書を提出 **(該当事業所のみ)**



H31.6 以後、同様 (3年目以降)

【国通知】

第192条第2項を満たさない場合でも、今後収益改善の見込があると認める場合には、更に1年間の経営改善計画の作成を認めることとする。

1 指定基準の見直し (3) 運営規程

▶ 運営規程の改正内容（市条例第184条の2）

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定就労継続支援 A 型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 指定就労継続支援 A 型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第180条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項

運営規程・重要事項説明を
事業所内に掲示

▶ 変更等に伴う運営規程の変更

上記(6)に関わらず、変更が生じた場合は10日以内に変更の届出をお願いします

2 新規指定時の取扱いについて

省略

3 指定就労継続支援 A 型事業所に係る情報公表について

▶ ホームページでの公表内容

- ①貸借対照表、事業活動計算書（損益計算書、正味財産増減計算書等を含む）、就労支援事業活動計算書、就労支援事業別事業活動明細書
- ②主な生産活動の内容
- ③平均月額賃金（工賃）
- ④経営改善計画書を作成した場合はその計画（再掲）

■事前アンケート結果（n=13）

HP開設	HP 掲載内容		
	貸借対照表等 会計書類	生産活動内容	平均月額賃金
13(全て)	4	13	7

- ▶ 貸借対照表や事業活動計算書などを含めた N P O 法人の財務状況を監査する監事については、公認会計士又は税理士を登用し、株式会社の監査役も同様とすることが望ましい

高知市の取扱

- ▶ 事業所においてホームページでの公表に努めてください
- ▶ 公表状況について高知市から定期的に照会を行うので、ご協力をお願いします

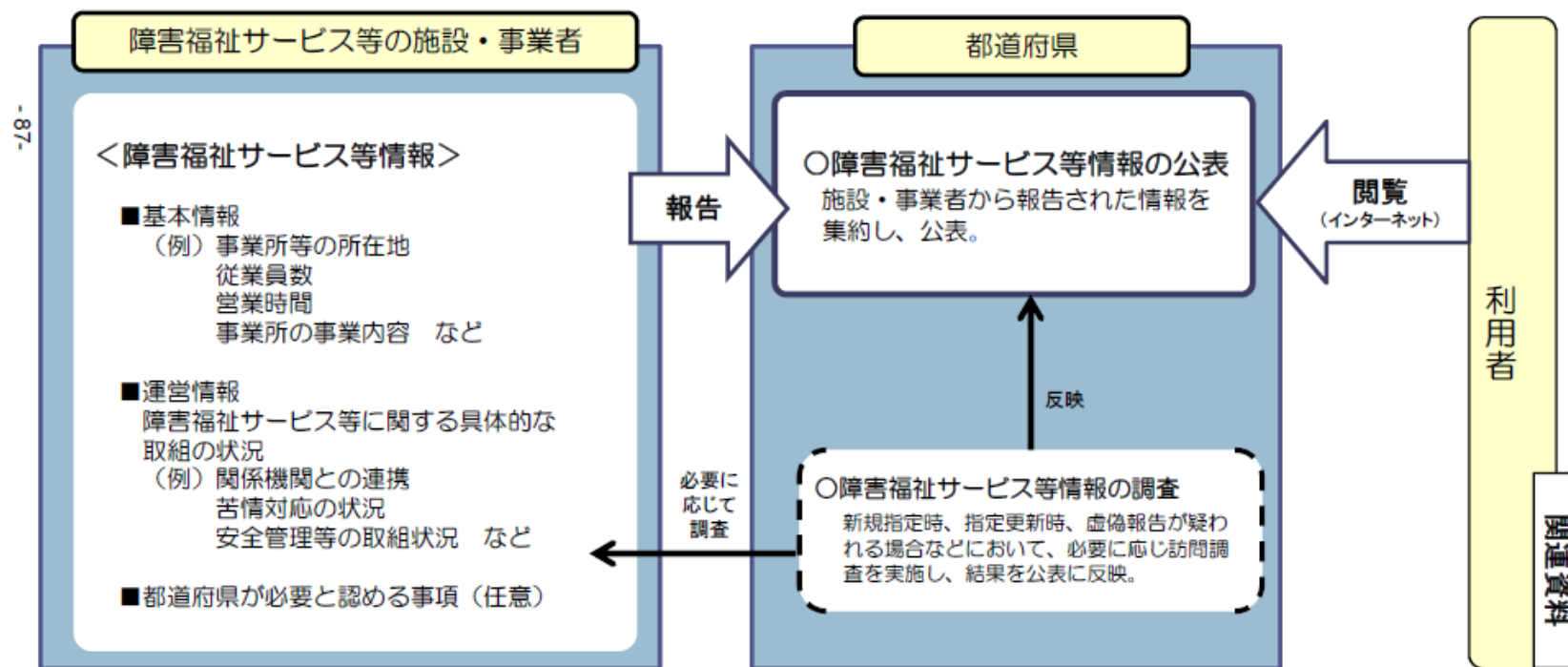
障害福祉サービス等の情報公表制度の創設

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。

※請求事業所数：平成22年4月 48,300事業所 → 平成27年4月 90,990事業所

- このため、①施設・事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することを求めるとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設する。

※介護保険制度と子ども・子育て支援制度においては、同様の情報公表制度が導入されている。



障害福祉サービス等情報公表制度について（H29.3厚生労働省全国主管課長会議）

- ▶ 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が課題となっている。このため、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、
 - ① 施設・事業者に対して**障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することを求める**とともに、
 - ② **都道府県知事が報告された内容を公表する仕組み**を創設した。
- ▶ 公表する事業所情報等については、改正障害者総合支援法等に関する**政省令の改正を平成29年夏頃に予定**しているが、制度施行までのスケジュールや報告、公表方法の詳細等は、随時情報提供していきたいと考えているので、ご了承ください。
なお、**事業所情報の公表方法については**、利用者やその家族等が時間、場所を問わず閲覧できる仕組みとするために、**インターネットにより公表することを予定**しており、独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト（WAMNET）の「障害福祉サービス事業所検索システム」を改修することにより、当該情報公表制度を運用することとしている。